

災害時対応マニュアル

R8.3月

戦略広報課

目次

1. タイムライン	・ ・ ・ 0 3
2. 初動～緊急対策期における対応	・ ・ ・ 0 7
① 安否確認、対応体制の構築	・ ・ ・ 1 0
② 災害発生直後の注意喚起	・ ・ ・ 1 3
③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信	・ ・ ・ 1 5
④ 災害対策本部員会議対応	・ ・ ・ 1 8
⑤ 相談窓口対応	・ ・ ・ 2 1
⑥ 災害記録	・ ・ ・ 2 2
⑦ 報道資料提供	・ ・ ・ 2 3
⑧ 知事記者会見の開催	・ ・ ・ 2 4
⑨ 要人等の被災地視察への対応	・ ・ ・ 2 7
⑩ 庶務	・ ・ ・ 3 1
⑪ 記者室	・ ・ ・ 3 1
3. 応急対策期以降における対応	
③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信	・ ・ ・ 3 4
⑫ 土業合同無料相談会の開催	・ ・ ・ 3 6
参考. 対応事例（ノウハウ）集	・ ・ ・ 3 7
① 不要不急の移動を控える呼び掛け	・ ・ ・ 3 8
② 避難所への紙媒体の配布	・ ・ ・ 4 3
③ 支援制度のフローチャート作成	・ ・ ・ 4 5
④ SNS上の誤情報対策	・ ・ ・ 4 7
⑤ 災害特設ページの作成（HP）	・ ・ ・ 4 9
⑥ 県外マスコミへの対応	・ ・ ・ 5 0
⑦ 応援消費お願いプロジェクト	・ ・ ・ 5 3
⑧ 外部からの支援の受け入れ	・ ・ ・ 5 6
⑨ 市町広報の支援・補完	・ ・ ・ 5 7

1. タイムライン

1. タイムライン

初動対策期（～1日）	緊急対策期（～1週間）	応急対策期（～1ヵ月）	復旧対策期（～6ヵ月）	復興対策期（6ヵ月～）
① 安否確認、対応体制の構築	※災害が予想される場合を含む			
② 災害発生直後の注意喚起				
③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信（広報媒体の内容の差し替え・テロップ対応含む）				
④ 災害対策本部員会議対応				※本部員会議 解散まで
⑤ 相談窓口対応				
⑥ 災害記録（記録の呼びかけ、被災地撮影）				
⑦ 報道資料提供				
	⑧ 知事記者会見の開催			
	⑨ 要人等の被災地視察への対応（知事、内閣総理大臣等）			
	⑩ 庶務			
⑪ 記者室				
		⑫ 土業合同無料相談会の開催		

1. タイムライン（「広報活動」のみ抜粋）

初動対策期（～1日）	緊急対策期（～1週間）	応急対策期（～1ヵ月）	復旧対策期（～6ヵ月）	復興対策期（6ヵ月～）
SNS				
	注意喚起等の発信			
	災害対策本部員会議の内容周知			※本部員会議 解散まで
被災・復旧状況、支援情報、記者会見、現地視察等の発信				
HP		復旧・復興に向けた情報の発信		
	特設ページ作成・公開			
	緊急版トップページ切替	※地震震度6以上		緊急版トップページ廃止
	災害対策本部員会議資料・動画の掲載			※本部員会議 解散まで
被災・復旧状況、支援情報、記者会見等の発信				
新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等				
	内容の差し替え等	被災・復旧状況、支援情報等の発信 ※災害情報以外は都度協議		
	※計画していた掲載・放送内容次第			

1. タイムライン（参考：令和6年能登半島地震時の主な対応）

初動対策期（～1日）	緊急対策期（～1週間）	応急対策期（～1ヵ月）	復旧対策期（～6ヵ月）	復興対策期（6ヵ月～）
16:10 地震発生	1/2 知事へリ視察 物資配送拠点設置	1/9～ 新聞広報に地震関係の 情報を掲載	2/1 復旧・復興本部の設置 応援消費おねがいプロ ジェクト開始	7/1 総理来県
17:19 県公式X投稿	1/3 安否不明者一覧の公表	1/10～ 知事記者会見	2/2 避難所あてにチラシ送付	7/20 のとじま水族館営業 再開
18:30 第1回災害対策本部員 会議開催	1/4 義援金受付開始	1/11 激甚災害・特定非常 災害に指定	3/9 八重洲いしかわテラス 開店	7/31 HOKURIKU+ オープン
18:51 地震特設ページ設置	1/5 知事現地視察 （産業展示館）	1/11～ 知事メディア出演	3/16 新幹線県内全線開業	9/19 総理来県
21:00 災害救助法適用	1/6 被災者生活再建支援法 適用 災害ボランティア登録 開始 緊急版トップページ切替	1/13～ 広報テレビ番組で 地震の内容を放送	3/22 行幸啓	9/21 奥能登豪雨発生
23:30 第2回災害対策本部員 会議開催	1/7～ 広報ラジオ番組で 地震の内容を放送	1/14 総理来県	3/29 臨時特例給付金コール センター設置	10/21 能登官民連携復興 センター開所
		1/15 死亡者氏名公表	4/6～ のと未来トーク	10/27 衆議院議員選挙
		1/18 相談窓口チラシ作成	4/12 行幸啓	10/28～ 地震対策検証委員会
		1/19 非常災害に指定 避難所外被災者LINE 登録開始	5/14～ 災害弔慰金認定 審査会	
		1/20～ 知事現地視察		
		1/24～ 土業合同無料相談会 の開催		
		1/27～ 一般ボランティア 活動開始		

2. 初動～緊急対策期 における対応

2. 初動～緊急対策期における対応

休日・夜間など、勤務時間外に災害が発生し、参集した人員で、当面の間、対応しなければならないことを想定し、以下のとおり、対応すべき業務を整理した。

業務名	業務内容
① 安否確認、対応体制の構築 (p.10)	・ 職員の安否確認と対応体制の決定 ・ 業務分担の優位順位 など
② 災害発生直後の注意喚起 (p.13)	・ SNSでの注意喚起 ・ 県HP緊急版TOPページへの切替え、特設ページの設置、ヘッダー緊急情報欄の展開
③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信 (p.15)	・ 庁内、被災市町、関係機関からの情報収集 ・ 広報媒体での情報発信、内容差し替え・テロップ対応
④ 災害対策本部員会議対応 (p.17)	・ SNS開催周知、マスコミ開催案内・会議資料送付 ・ 会議の撮影、ぶら下がり対応、YouTubeへの動画掲載
⑤ 相談窓口対応 (p.20)	・ 相談体制の構築 ・ 管財課へのスクリーニング依頼
⑥ 災害記録 (p.21)	・ 各部局に対する被災写真等の保存を呼びかけ及び素材収集 ・ 災害発生直後の被害箇所の撮影など
⑦ 報道資料提供 (p.22)	・ 県内外マスコミに対する資料提供
⑧ 知事記者会見の開催 (p.23)	・ 会見資料の作成、SNS開催周知、マスコミ開催案内・会見資料送付 ・ 会見の撮影、YouTubeでのライブ配信
⑨ 要人等の被災地視察への対応 (p.26)	・ 知事視察、内閣総理大臣、行幸啓（被災地御見舞）への対応
⑩ 庶務(p.31)	・ 庁内連絡調整、照会対応、支払い等
⑪ 記者室(p.31)	・ 外部資料提供の対応、FAX受信資料確認、新聞整理、ゴミ分別等

2. 初動～緊急対策期における対応

<業務開始目標時間 及び必要人員数>

※括弧は、別業務との兼務人員数

業務	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間
① 安否確認、対応体制の構築	1	1	1	1	—	—
② 災害発生直後の注意喚起	2	—	—	—	—	—
③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信	2	7	7	10	10	12
④ 災害対策本部員会議対応	2(4)	2(4)	2(4)	2(4)	(6)	(6)
⑤ 相談窓口対応	2	2	2	3	3	3
⑥ 災害記録	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
⑦ 報道資料提供	1	1	1	1	(1)	(1)
⑧ 知事記者会見の開催	—	—	—	—	4(5)	4(5)
⑨ 要人等の被災地視察への対応	—	—	—	—	2(2)	2(2)
⑩ 庶務	—	—	—	2	2	2
⑪ 記者室	2	2	2	2	2	2
(計)	12	15	15	21	23	25

2. 初動～緊急対策期における対応 ① 安否確認、対応体制の構築

<役割分担>

業務開始目標時間が「1時間」

役割	担当G	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	業務	必要人員数
広報責任者	広報G	戦略広報監	課長	課参事	広報GL	③、④、⑧、⑨	2
労務管理	広聴G	総括補佐	課長	担当GL	－	①	1
広報	広報G	主担当者	副担当者	担当G員	担当外G員	③、⑧	－
報道資料提供	広報G	主担当者	副担当者	担当G員	担当外G員	④、⑦、⑧、⑨	1
SNS	広聴G	主担当者	副担当者	担当G員	担当外G員	②、③、④、⑧、⑨	1
HP	広聴G	主担当者	副担当者	担当G員	担当外G員	②、③、④、⑧	1
記録	広報G	主担当者	副担当者	担当G員	担当外G員	④、⑥、⑧、⑨	2
相談対応	広聴G	行政相談員	担当G員	－	－	⑤	2
庶務	広聴G	主担当者	副担当者	－	－	⑩	－
記者室	広報G	記者室員	担当G員	－	－	⑪	2
(計)							12

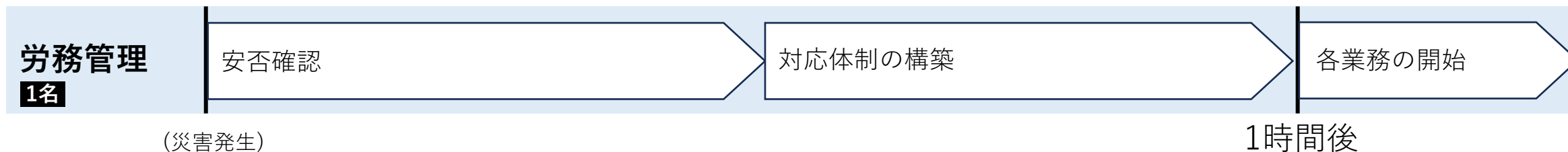
※ 広報責任者の主な役割

- ・ 広報方針の決定（発信内容・時期・優先順位などの判断）
- ・ 災害対策本部関係（会議への参加・情報収集・情報共有）
- ・ 他所属との連絡・調整（記者会見等における報告事項・事業実施等に関する調整）
- ・ マスコミとの連絡・調整（取材等の依頼に関する対応可否の判断）
- ・ 発信内容に関するチェック

2. 初動～緊急対策期における対応 ① 安否確認、対応体制の構築

速やかに職員の安否・対応可否を確認し、当面の対応体制を構築する。

<業務の流れ>



<安否確認と対応体制の決定>

- 戦略広報課職員は、自身の安全を確保したのち、自身の被災状況、登庁及びリモート対応の可否について、課のTeamsチャットルームで報告する。

課のTeamsチャットルームが利用できない場合は、LINE、メール、電話など、その他の利用可能な手段で各GL(又は総括補佐)に連絡
連絡が取れない場合は、可能な範囲で登庁する。登庁が難しい場合は、連絡が取れる状況で自宅待機

- 各GLは、職員の状況を踏まえて当面の「業務分担」案を総括補佐に報告。総括補佐が、これを決定する。

GLが対応できない状況にある場合は、総括補佐が対応
自グループに属する業務で、対応できる人員がない場合は、総括補佐及び他GL相談

2. 初動～緊急対策期における対応 ① 安否確認、対応体制の構築

< 撮影機材等の確認 >

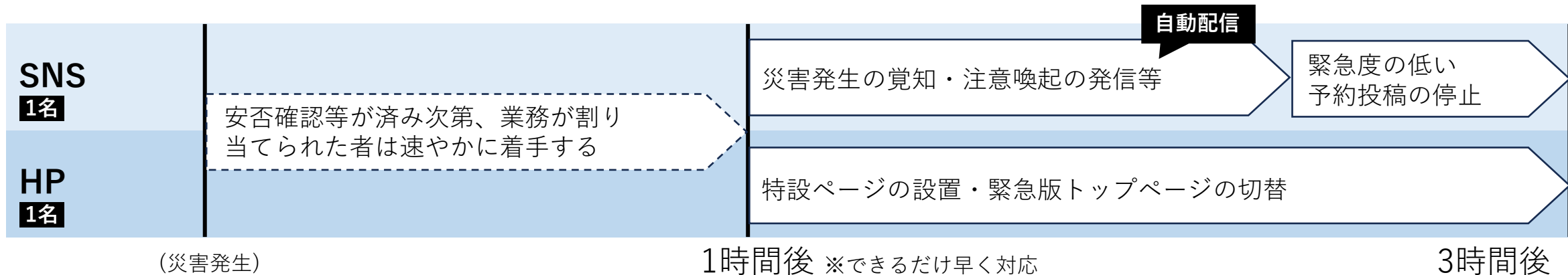
「記録／HP」の担当者は、下記の表に従い撮影機材等の使用可否を確認する。

名称	数量	主な用途	状況	使用不可時の代替策
ビデオカメラ（大）	1	会議・会見の撮影		• 記録がないという事態を避けるため、使える機材を使用してとにかく撮影する（機材が全滅した場合は、個人のスマートフォンでもよい）
ビデオカメラ（小）	1	各種撮影		
スチールカメラ	5	同上		
コンパクトデジカメ	2	同上		
DJIジンバルカメラ	2	同上		
ライブ配信設備	1	会見動画のライブ配信		• 配信は諦め、開催後の掲載で対応
動画編集用PC	1	会議・会見動画の編集		• 事務用PC（Clipcamp等）で可能な作業を実施 • 難しい場合は、後日掲載とする
事務用PC	-	• 県HP更新 • SNS投稿 • メール送信（記者発表）		• 稼働可能な端末から対応 • 個人のスマートフォン等を使用（SNS、メール）
庁内サーバー・インターネット環境	-	• 県HP更新 • SNS投稿 • メール送信（記者発表）		• SNS等での発信、外部サービス（Googleサイト等）の利用、他自治体・協定締結団体への協力依頼 • 個人のスマートフォン等を使用（SNS、メール）

2. 初動～緊急対策期における対応 ② 災害発生直後の注意喚起

災害発生直後に、県公式SNS及びHPにおいて「県が災害発生を覚知し対応にあたること」「注意喚起」について**情報発信**し、被害軽減を図る。

<業務の流れ>



<業務内容>

●SNS (X, LINE)

- 災害発生直後に配信される「注意喚起」等のメッセージが、予め定めた文面通り、正しく配信されているか確認（配信まで5分程度要する場合もあり）
- 配信されない場合は、手動で配信
- 配信確認後、危機対策課に「防災X」でのリポストを依頼
- （地震6以上の場合のみ）緊急度の低い予約投稿を停止

2. 初動～緊急対策期における対応 ② 災害発生直後の注意喚起

<業務内容>

●HP

- ・ 県公式HPに、災害特設ページを設置し、「SNS」と同様の内容（注意喚起）を掲載
- ・ 緊急版トップページの切替
→ HPへのアクセスが急増した場合、サーバー負荷対策及びページ導線の整理として実施

<災害が予想される場合>

●情報発信

大雨や大雪が予想され、勤務時間内に「災害対策本部員連絡会議」や「災害対策本部連絡員等会議」が開催された場合、会議後、

- ・ 県公式SNS（X、LINE）で会議内容を発信
- ・ 県公式HPに、災害特設ページを設置し、上記と同様の内容を掲載

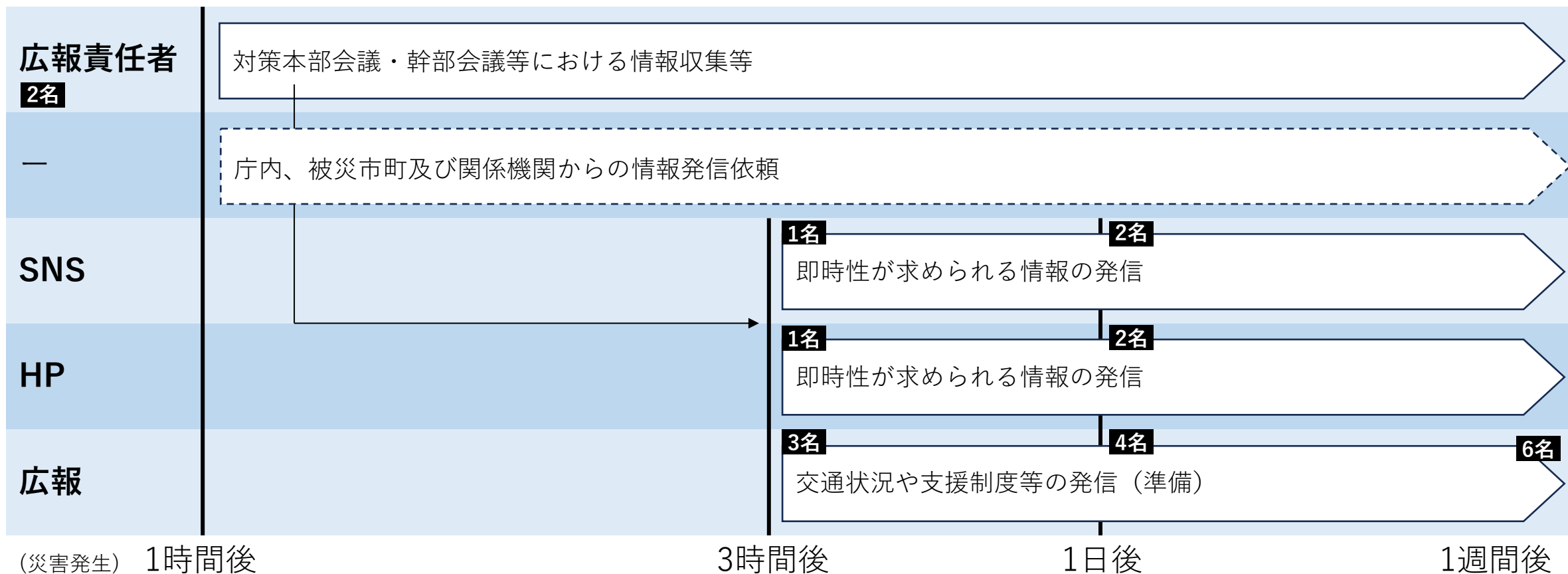
●勤務時間外の対応

時間外に、大雨や大雪が予想される場合は、予め担当者を決めておく

2. 初動～緊急対策期における対応 ③被災・復旧状況、支援情報の収集・発信

庁内、被災市町及び関係機関から情報収集するとともに、被災地へのアクセスルートの変更や大雪時の予防的通行止など、道路状況に変化があった場合や被災者等支援制度の募集を開始した場合など、適切な広報媒体を活用して情報発信する。

<業務の流れ>



< 業務内容 >

● 広報責任者

- 各種情報が集まる会議等に参加し、被災者等に発信すべき情報を収集

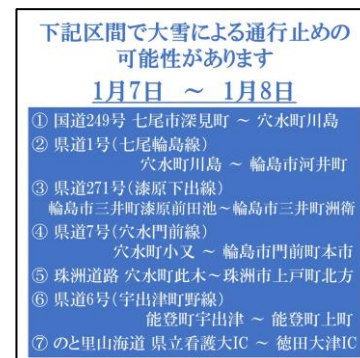
● SNS (X, LINE, IG) 、HP

- 即時性が求められる情報を速やかに発信

● 広報

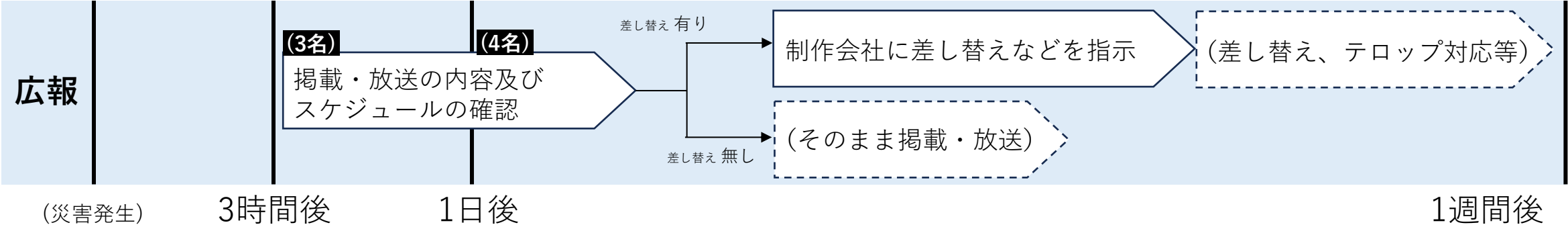
- 交通状況や支援制度を分かりやすく取りまとめて、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等を活用して発信

災害対策本部員会議等で発表された重要事項は、迅速にSNS、HPで発信



災害発生前に計画していた内容が、災害発生後に報道することが相応しくない内容(イベント情報等)の場合、災害関連情報への差し替えやテロップ対応を行う。

<業務の流れ>



<業務内容>

- 各担当が掲載・放送内容及びスケジュールを確認し、内容の差し替えなどの対応の必要性を判断
- (差し替え等が必要な場合) 制作会社に対応を指示

【参考】令和6年能登半島地震での対応

新聞広報いしかわ	・ 1/3の掲載枠は地震により中止、1/9に振り替え、地震関係の情報面（県HP・SNS紹介、義援金募集）を掲載 ・ 以降、メイン欄は地震関係の内容を掲載
テレビ広報番組	・ 差し替えが間に合わないものは、冒頭にテロップ（お悔やみの文言、撮影時期等）を入れて対応 ・ 以降、地震関連の内容に差し替え
ラジオ広報番組	・ 内容を地震関連に差し替え（1/5分～）
広報誌もっといしかわ	・ 1月末発行予定「2024新春号」は、災害対応優先のため、発行中止

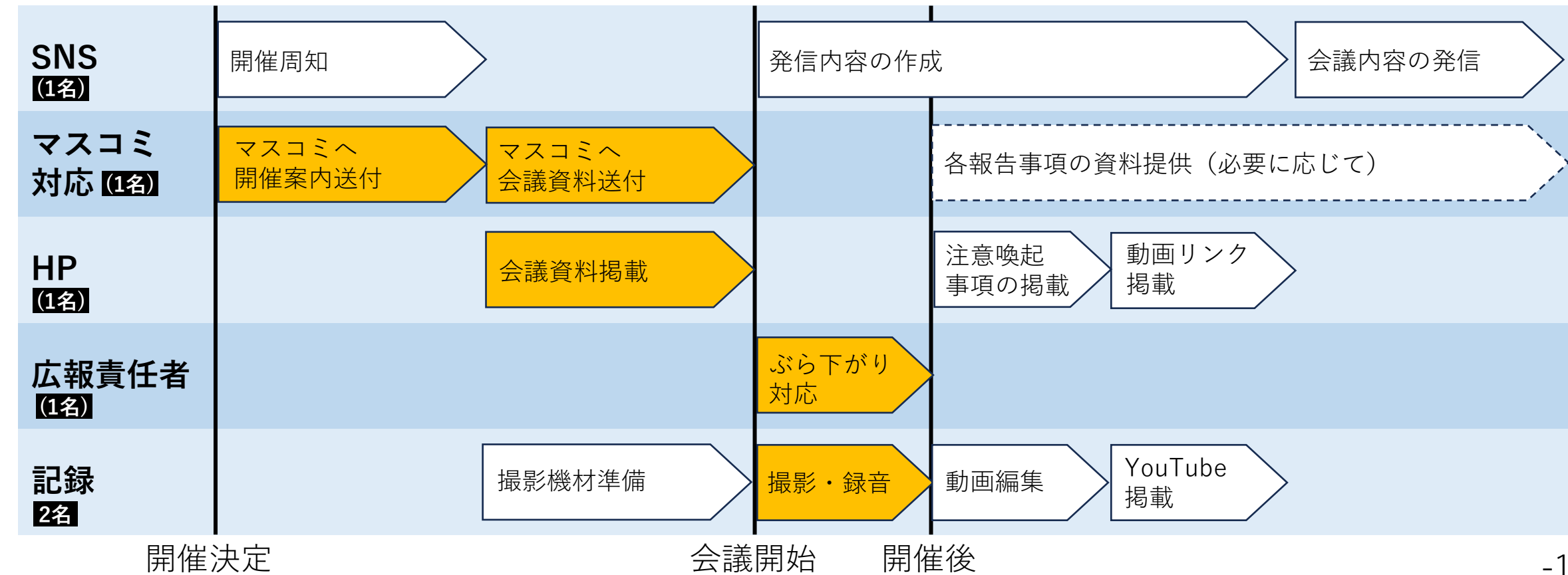
2. 初動～緊急対策期における対応 ④ 災害対策本部員会議対応

危機対策課が開催する「災害対策本部員会議」等について、戦略広報課は、マスコミへの開催案内や会議資料のHP掲載、会議の撮影・動画配信、会議内容のSNS発信などを行う。

被害状況報告は、会議の開催がない場合でも作成されることがあるため、その場合は単体でマスコミに提供するとともにHPに公開する。
<本部員会議開催実績> R6.1: 32回、R6.2: 8回、R6.3: 4回 <被害状況報告公開実績> R6.1: 75回、R6.2: 27回、R6.3: 13回

<業務の流れ>

色付きは特に優先度の高い業務



<業務内容>

SNS (X, LINE, IG)

- 「県としての災害対応を開始した」ことを県民に周知するため、「初回」の災害対策本部員会議開催のみ、事前周知 ※2回目以降の会議は事前通知しない
- 会議での知事からの発言を踏まえ、発信内容を作成
- 会議終了後、発信内容を危機対策課に確認してから発信

マスコミ対応

- 危機対策課が作成する会議の「開催案内」を、マスコミに送付
- 会議開始までに、危機対策課が作成する「会議資料」を、マスコミに送付
- （必要に応じて）各報告事項の資料を提供

<業務内容>

HP

- ① マスコミへの開催案内の送付後、「開催案内」をHPに掲載
- ② 会議開催に合わせて、「会議資料」をHPに掲載
- ③ 会議開催後、会議での知事からの発言を踏まえ、特設ページ内でも注意喚起するとともに、YouTubeにアップロードした会議動画のリンクを掲載

広報責任者

- ・ 会議後のぶら下がりの司会進行

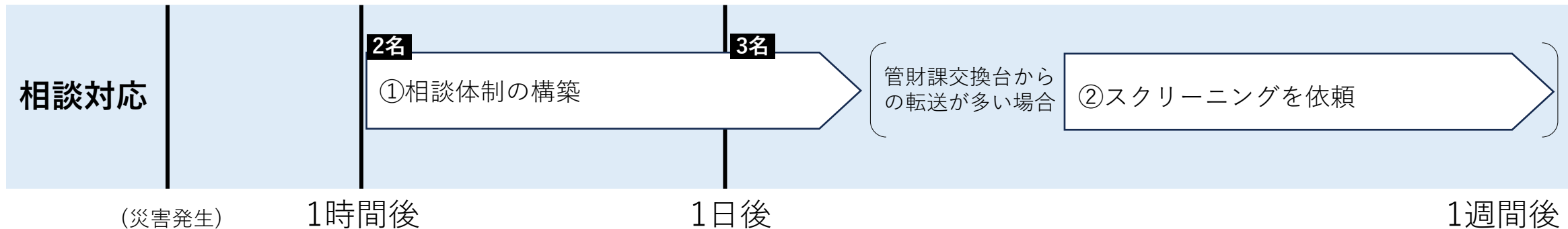
記録

- ① 会議開催前までに、災害対策本部会議室に、撮影機材をセット
- ② 会議の様子を動画及び写真で撮影
- ③ 会議後のぶら下がりを動画で撮影
- ④ 会議終了後、YouTube掲載用として撮影動画を編集
- ⑤ YouTubeにアップロード

2. 初動～緊急対策期における対応 ⑤ 相談窓口対応

災害発生後に県内外から寄せられる、相談・苦情・意見・要望などについては、内容に応じて優先順位を付けて対応する。

<業務の流れ>



<業務内容>

- ① 広聴G員が、行政相談員及び課内の勤務状況を確認し、必要最低限の相談体制を構築。相談対応は、行政相談員が中心となり実施

■優先度の高いもの

- ・救助を依頼する内容は、内容を聞き取り、危機管理部へ共有（※原則、転送しない）
- ・被災者・支援者からの意見は、内容を聞き取り、担当課へ共有（※転送しない）

■優先度の低いもの

- ・緊急性のない意見・苦情は、災害対応である旨を断り切電

- ②（県庁代表電話からの転送が多い場合、）担当課を整理し、管財課
に対して、受電時のスクリーニングを要請

＜現地の親せきや友人が心配、安否を確認したい＞
県庁では個別の方の安否確認はできません。
災害時伝言ダイヤル（171）等をご利用いただき、どうしても現地の確認が必要な場合のみ、**地元の消防本部にお問い合わせください。**
東海地区広域事務組合消防本部 警防課 0768-33-6773
⇒市町村にお問い合わせください。

＜能登までの道路が通れるか教えてほしい＞
・道路整備課 5078、5077

＜ボランティアに行きたい＞
・女性活躍・県民協働課 3819、3837、3843

＜物資を提供したい＞
（企業・団体）厚生政策課 4013、4029
（個人）各市町（県では受け入れていない）
（自治体）危機対策課 4237、4291

＜安否不明者一覧について＞
・危機対策課 4314、4290、4289、他

＜義援金＞
・出納室 5413、5414

＜ふるさと納税＞
（個人）女性活躍・県民協働課 3815、3814
（企業）企画課 3621

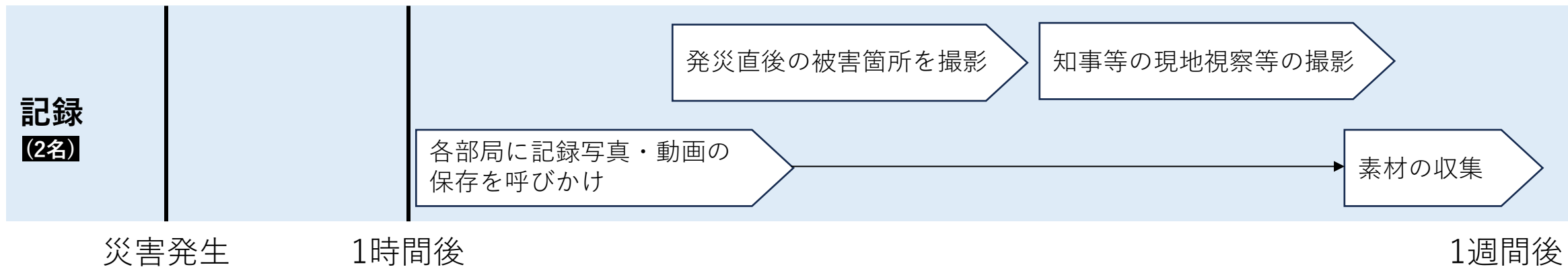
まずは
「県のホームページにも
情報を順次掲載しています
ので、見られる場合はそ
ちらをご確認ください」
と伝えてください。

それでもなお知りたいと
いうことであれば左記の
担当課へ

2. 初動～緊急対策期における対応 ⑥ 災害記録

将来の災害記録誌や広報資料での活用を想定して、発災直後の被災地や復旧・復興の様子を、写真や動画で記録するとともに、各部局に対しても記録・保存を呼び掛ける。

<業務の流れ>



<業務内容>

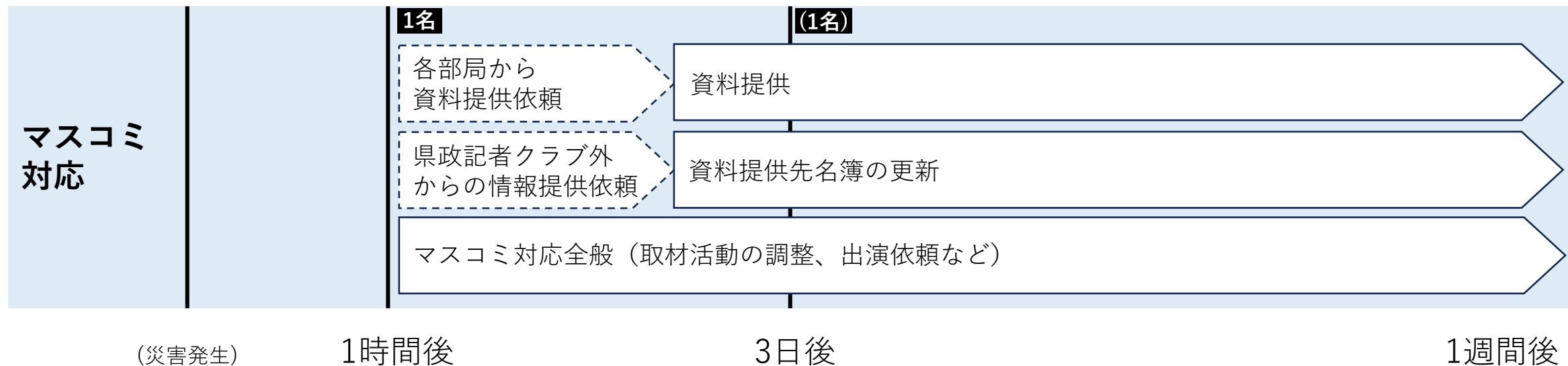
各種説明資料や復興プラン、義援金の募集、復興の歩み動画などに活用
マスコミや教育機関からの素材提供依頼にも対応

- 各部局に対して、避難の様子や被害箇所などの写真を保存しておくよう依頼
- 発災からなるべく早い時期に、被害箇所を撮影（ドローン撮影含む）
- 被害状況の写真をHPに掲載
- 知事や政府関係者の現地視察に同行し、その様子を撮影
- 各部局の撮影素材を収集し、一元管理

2. 初動～緊急対策期における対応 ⑦ 報道資料提供

県政記者クラブへの資料提供や県内外のマスコミからの情報提供依頼を行う。また、取材活動の調整（代表取材対応など）、知事のメディア出演依頼などについて、県政記者クラブや関係課などと調整し対応する。

<業務の流れ>



<業務内容>

- 各部局からの資料提供依頼にもとづき、資料提供を実施
- 県政記者クラブ非加盟の県内外マスコミからの情報提供依頼が多数となった場合、資料提供の送付先に情報提供を希望するマスコミを追加

※県政記者クラブ以外のマスコミへの資料提供をやめるタイミングは、状況をみて判断（R6能登半島地震の際は、2025.4.1から送付せず）

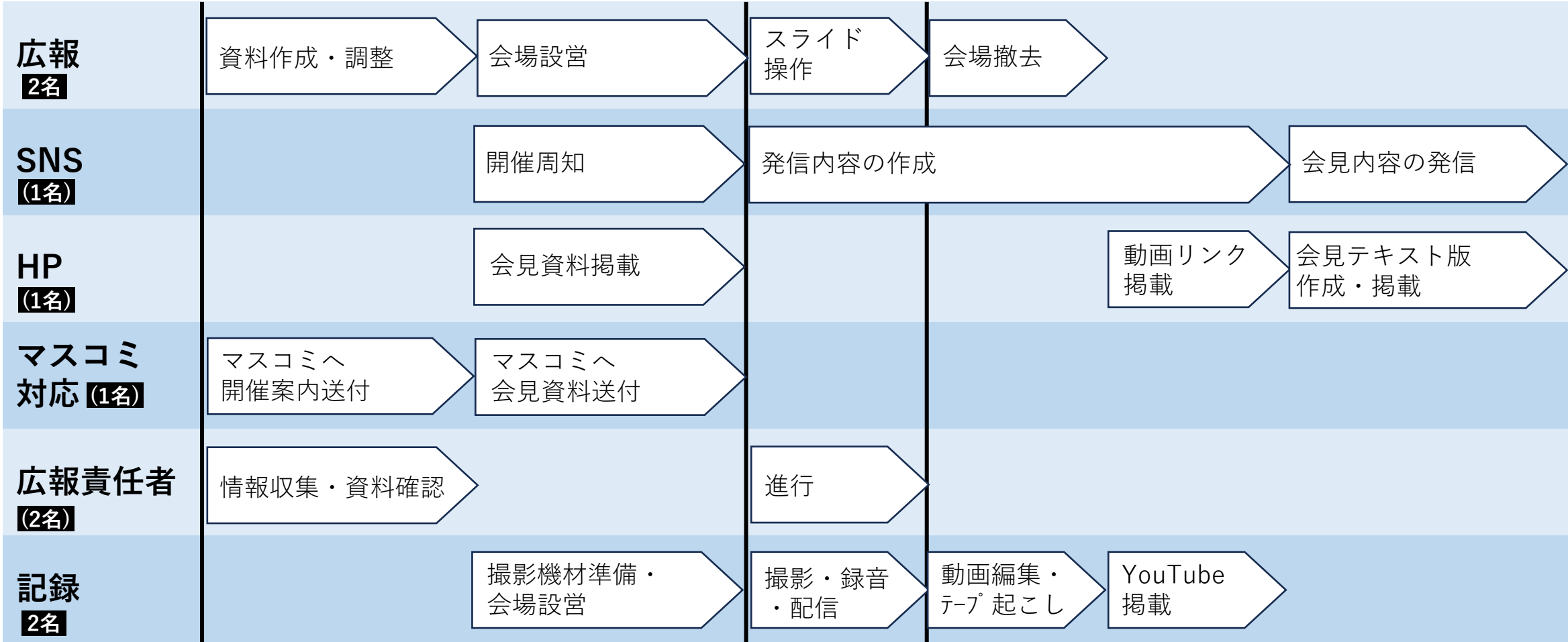
- マスコミ対応全般（取材活動に関する申し入れなど）

2. 初動～緊急対策期における対応 ⑧ 知事記者会見の開催

知事から、県民へのメッセージや各種被害情報、応急復旧の状況等を発信するため、知事記者会見を開催する。

<知事記者会見開催実績> R6.1月：11回（初回1/10）、R6.2月：9回、R6.3月：3回

<業務の流れ>



開催決定

開催

開催後

2. 初動～緊急対策期における対応 ⑧ 知事記者会見の開催

<業務内容>

広報

- 各部局に項目を照会した上で、副知事ヒアで項目決定
- 各部局に項目に応じた資料作成を依頼
- 会場の設営・撤去
- 会見中はスライド操作

SNS (X, LINE, IG)

- 開催周知
- 会見内容の発信

HP

- 開催案内、動画リンクを掲載
- 会見資料の掲載
- 会見終了後、テープ起こしをHPに掲載

<参考：知事記者会見テーマ（R6.1月）>

※ 開始の時間帯は午前10時～11時

- 1/10 発災から10日目を迎えて
- 1/12 応急的なお住まいの支援
- 1/13 デジタルを活用した避難所情報の把握
- 1/15 農林水産業の被災状況と対応
- 1/17 事業者の被害状況と対応
- 1/19 孤立集落の現状と課題
- 1/22 新首都圏アンテナショップの名称とオープン、復興生活再建支援チームの発足
- 1/23 「なりわい再建支援チーム」の編成、応急的なお住まいの支援の当面の見通し
- 1/25 道路の被災状況と対応
- 1/27 水道・下水道の被災状況と対応
- 1/29 停電被害・携帯電話基地局等の被害

<業務内容>

マスコミ対応

- ・ 開催周知
- ・ 会見資料の送付

広報責任者

- ・ 会見で知事から発信すべき情報を収集
- ・ 会見資料の確認
- ・ 会見の司会進行

記録

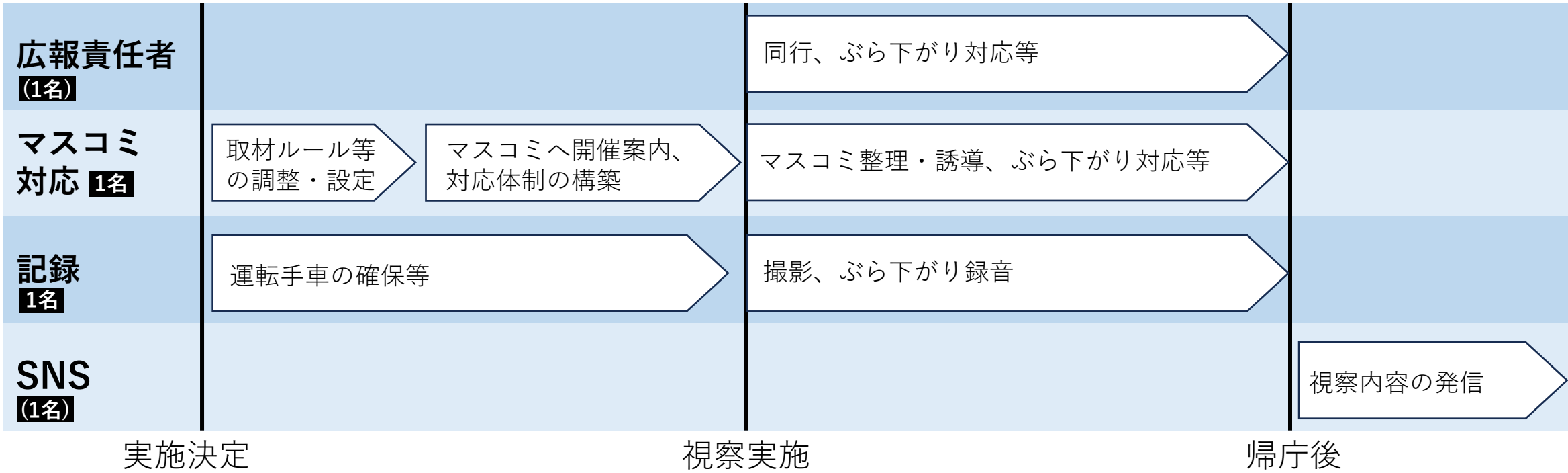
- ・ 会場の設営・撤去
- ・ 会見前に、YouTubeライブ配信の準備
- ・ 会見の様子を撮影、YouTubeライブ配信、ログミーツで録音
- ・ 会見終了後、動画を編集しYouTubeにアップロード、テープ起こしの作成

2. 初動～緊急対策期における対応 ⑨ 要人等の被災地視察への対応（知事視察）

発災直後の知事の現地視察、状況が落ち着いてきた段階での政府高官等の現地視察に対して、取材条件の調整やマスコミ対応等を行う。（実施のタイミングは知事周辺から別途指示あり）

<知事現地視察実績> R6.1月：10回（1/5 金沢市内、1/14 輪島・珠洲（最初の被災地入り））、R6.2月：5回、R6.3月：1回

<業務の流れ>



2. 初動～緊急対策期における対応 ⑨ 要人等の被災地視察への対応（知事視察）

<業務内容>

広報責任者

- ・ 視察に同行し、現地でのマスコミ対応及びぶら下がり対応

マスコミ対応

- ・ 把握した情報に基づき、取材条件やぶら下がり対応を調整し、マスコミへ開催案内を送付
- ・ 現地での広報要員の選定
- ・ 広報職員の行程を作成
- ・ 現地でのマスコミ整理・誘導

（右記事例：1.5次避難所の開設）
多くの取材が予想されたことから、被災者のプライバシー確保、施設利用者の混乱を避けるため、代表撮影で調整・実施

必要に応じて、現地でのマスコミ誘導などで担当課を補助
（中学生の集団避難等）

記録

- ・ 運転手車の確保
- ・ 視察の様子や被害状況の撮影

SNS (x)

- ・ 視察後に投稿文案を作成し、担当部局に確認
- ・ 帰庁後、記録写真・動画を取り込み、投稿

被災地外の一時的な避難施設（1.5次避難所）の撮影について

石川県産業展示館2号館に、新たな被災地外の一時的な避難施設（1.5次避難所）を開設することとしました。

明日13日（土）、下記のとおり、取材の機会を設けます。

ただし、避難者の方々に対する配慮の観点から、**代表2社のみの代表撮影**とさせていただきます。

記

1. 日時
令和6年1月13日（土） 13時00分～

2. 場所
石川県産業展示館2号館
（金沢市袋島町南 193 番地）

3. 撮影にあたっての留意事項
・**今回の取材は、県政記者クラブの代表2社（スチール・ムービー各1社）のみの代表撮影とさせていただきます。**

代表の2社については幹事社（北陸中日新聞・テレビ金沢）が調整した社に撮影をお願いします。

・撮影した画像等については、代表2社から提供とさせていただきます。

・避難者の受け入れが始まっている場合、個人のプライバシー等を最大限に配慮するため、個人の特定できないような形で撮影・報道をお願いします。

・県政記者クラブ非加盟社で画像等が必要な場合は、県で撮影したものを提供させていただきますので、戦略広報課までお問い合わせください。

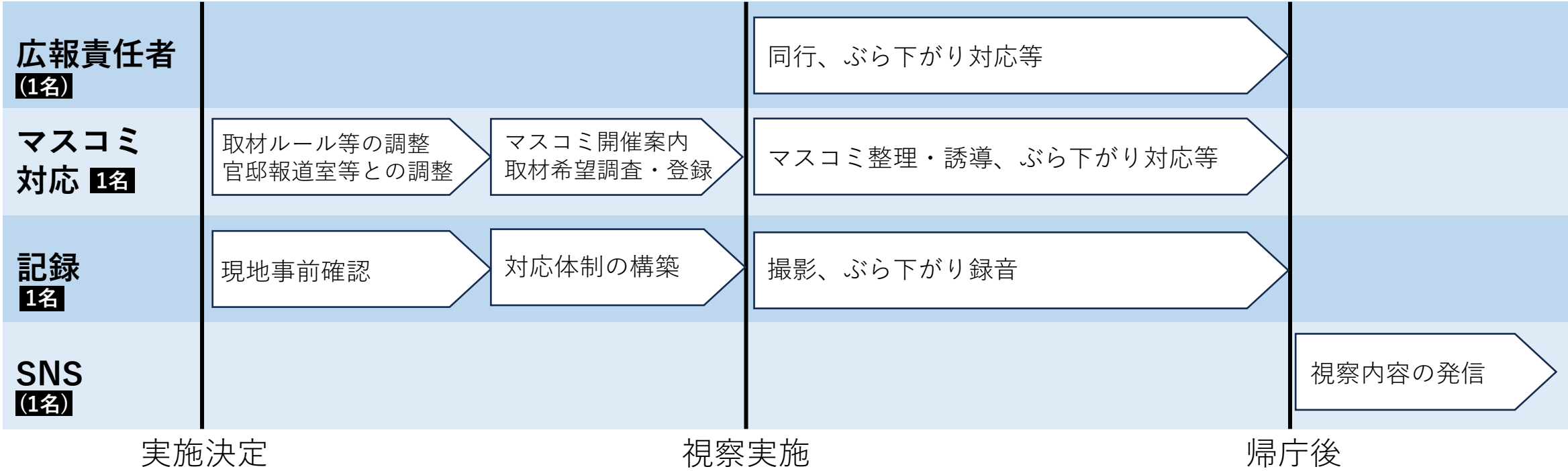
4. 今後の取材について

・1.5次避難所（いしかわ総合スポーツセンター、産業展示館2号館）内での個別対応（取材・撮影）は、不可です。

・施設外で取材・撮影を行う場合は、個人のプライバシーに配慮し、取材する場合でも必ず個人に断ったうえで報道するようお願いします。

2. 初動～緊急対策期における対応 ⑨ 要人等の被災地視察への対応（内閣総理大臣等）

＜業務の流れ＞



2. 初動～緊急対策期における対応 ⑨ 要人等の被災地視察への対応（内閣総理大臣等）

<業務内容>

広報責任者

- ・ 視察に同行し、現地でのマスコミ対応及びぶら下がり対応

マスコミ対応

- ・ 担当部局、国、警察とともに視察先を訪問し、現地確認
- ・ 市町担当者、官邸報道室との連絡先交換
- ・ 現地での広報要員の選定
- ・ 広報職員の行程を作成
- ・ 国のロジブックをもとに、取材案内を作成し、官邸報道室に確認
- ・ マスコミへの取材希望調査の送付・取りまとめ及び取材案内の送付・取りまとめ
- ・ 現地でのマスコミ受付・整理・誘導

記録

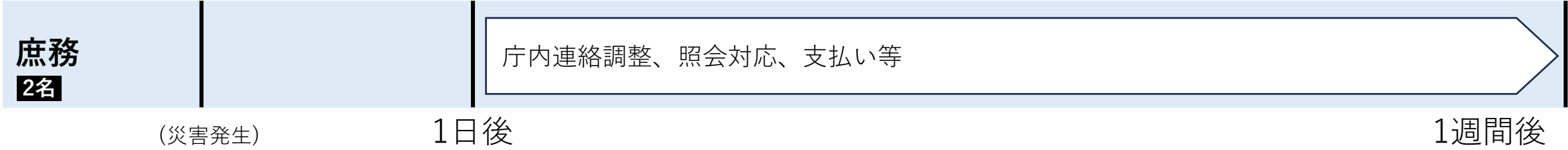
- ・ 公用車の確保
- ・ 視察の様子や被害状況の撮影

SNS (x)

- ・ 視察後に投稿文案を作成し、担当部局に確認
- ・ 帰庁後、記録写真・動画を取り込み、投稿

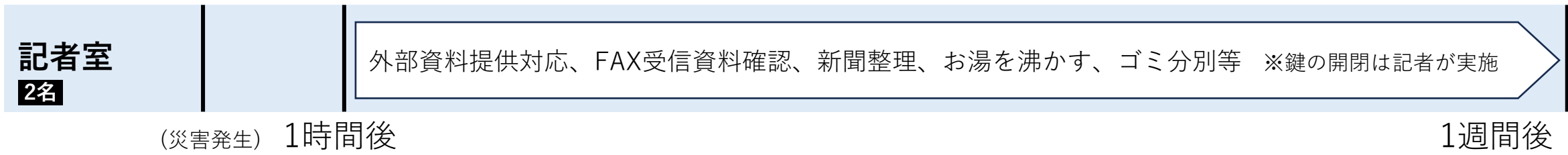
2. 初動～緊急対策期における対応 ⑩ 庶務

<業務の流れ・業務内容>



2. 初動～緊急対策期における対応 ⑪ 記者室

<業務の流れ・業務内容>



3. 応急対策期以降 における対応

3. 応急対策期以降における対応

以下の業務については、「初動～緊急対策期における業務」と同様の内容のため、個票は省略

- ④ 災害対策本部員会議対応
- ⑤ 相談窓口対応
- ⑥ 災害記録
- ⑦ 報道資料提供
- ⑧ 知事記者会見の開催
- ⑨ 要人等の被災地視察への対応
- ⑩ 庶務
- ⑪ 記者室

以下の業務については、応急対策期以降の業務のポイントを記載

(1週間程度で必要な人員が概ね参集できる想定とする)

- ③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信
- ⑫ 土業合同無料相談会の開催

3. 応急対策期以降における対応 ③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信

様々な支援制度や相談窓口が設置されることから、被災者等向けに分かりやすく取りまとめ、各種広報媒体で発信する。

<作成した主な資料（R6能登半島地震）>

a. 主な支援制度・県庁相談窓口一覧

令和6年能登半島地震で被災された皆さまへの主な支援制度

●給付・貸付
災害弔慰金・障害見舞金
緊急の生活費の貸付
生活再建支援金の支給
●避難
1次避難所
1.5次避難所
2次避難所
住宅の緊急修理・応急修理

●教育
教科書、学習用品の給付
高等学校などの授業料等減免
●生活
生活必需品の給付・貸付
●住宅
応急仮設住宅（建設中）
賃貸型応急住宅（みなし仮設）
公営住宅

●公的な支払い
区画界・借地料・介護サービス利用料
などの減免や支払いの猶予
●税金
県税などの減免
●企業向け
雇用調整助成金の特別措置
●農林漁業者向け

令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口

1 被災者への相談
2 被災者への相談
3 被災者への相談
4 被災者への相談
5 被災者への相談
6 被災者への相談
7 被災者への相談
8 被災者への相談
9 被災者への相談
10 被災者への相談

b. インフラ等見通し（aとセットで避難所へ配布）

令和6年能登半島地震に関する当面の見通し

住宅
道路
水道
電気
通信

c. り災証明書について

り災証明書について

り災証明書は、災害による住家の被害について、市町が被害認定調査(※)を行い、その判定結果により、住家の被害の程度を公的に証明する書類です。

応急仮設住宅への入居や被災者生活再建支援金の申請など、各種支援制度を活用するために必要となる場合があります。

※被害認定調査とは
➤ 屋根・壁などの破損、傾斜の発生などによる住家の被害割合を市町が国の基準に基づいて算出し、認定します。

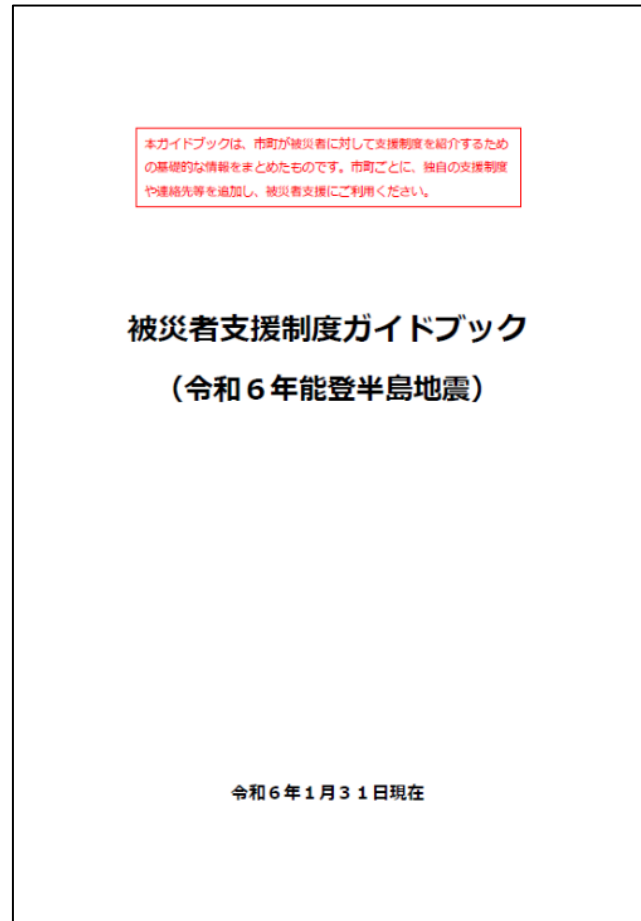
被害の程度	判定区分					
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

★「応急危険度判定」とは別の調査です
応急危険度判定は、建物の倒壊や部材の落下などによる二次災害を防止するための調査です。応急危険度判定で「危険」と判断されても、被害認定調査で「全壊」になるとは限りません。

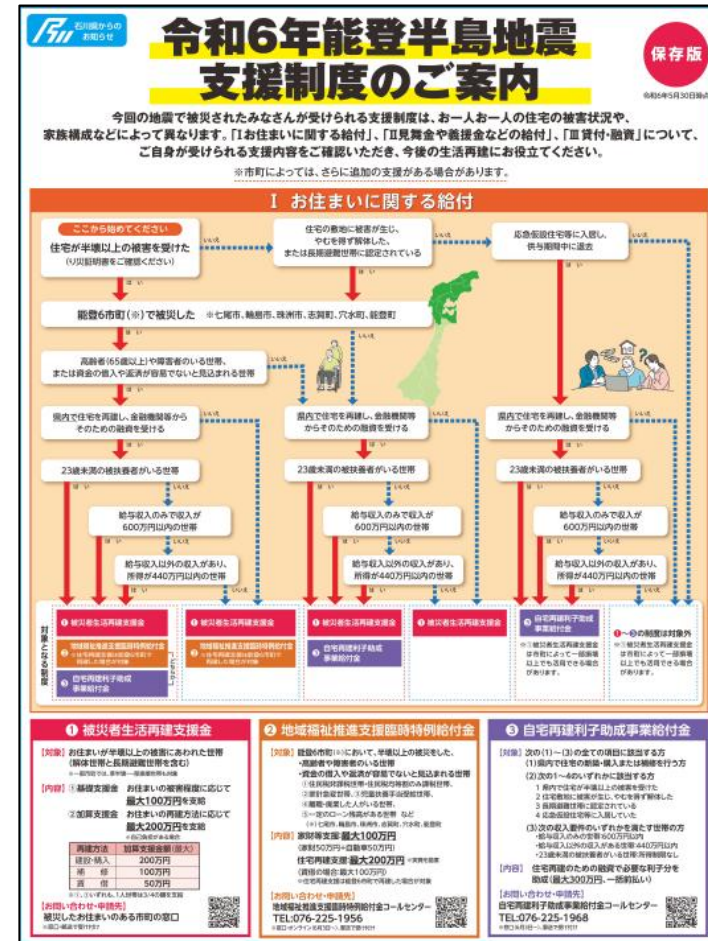
申請方法
●お住まいの市町が定める申請書に必要事項を記入し、提出してください。
●地震により、お住まいの市町を離れて避難されている方は、県内の避難先または最寄りの市町の窓口でも申請できます。
※マイナポータルや電子申請フォームから申請できる市町もあります。
詳しくはお住まいの市町のHPなどでご確認ください。

3. 応急対策期以降における対応 ③ 被災・復旧状況、支援情報の収集・発信

d.支援制度ガイドブック（市町職員向け）



e.支援制度のご案内



3. 応急対策期以降における対応 ⑫ 士業合同無料相談会の開催

石川県士業団体協議会と締結している災害時連携協定に基づき、被災者向けの無料相談会を開催する。

< 相談会開催実績 > R6.1月：3回、R6.2月：8回、R6.3月：5回

< 実施の流れ >

県	士業団体協議会
- 市町に開催希望を確認 - 士業・市町と開催日程を調整 - 場所の手配 (基本的に開催市町に自前の施設を用意してもらう) - チラシの作成、資料提供、HP・SNS等での広報 ※県の費用負担は無し	(当日) 設営・相談対応 - 実績報告の提出



公認会計士 行政書士 弁理士 中小企業診断士 税理士
不動産鑑定士 司法書士 土地家屋調査士 弁護士 社会保険労務士

専門家による
合同無料相談会

り災証明書の申請、公的な支援制度の利用、壊れた建物の登記といったご相談はもちろん、「何から手をつけてよいかわからない」など、どんなことでもお気軽にご相談ください

開催場所：
いしかわ総合
スポーツセンター1F
メインアリーナ前



開催：毎週 水・土曜日
13時～16時
(2月末までを予定していますが、変更する場合があります)

石川県・石川県士業団体協議会
お問い合わせ：(事前)日本公認会計士協会 北陸会 076-265-6625(平日のみ)
(当日)金沢弁護士会 問い合わせダイヤル 080-8699-6817



周知チラシ

参考. 対応事例(ノウハウ)集

－ 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨－

●状況・背景

- 道路状況が悪い中で渋滞が発生、救急搬送に支障が生じており、支援団体から県に対して、移動を控える呼びかけをしてほしいとの希望があったなど、問題となる状況があった
- 現地の災害対策ボランティア本部要員も被災者で、ニーズの把握やボランティアの受け入れ体制の整備に時間がかかっていた。道路・水道の寸断など、個人のボランティアが安全に活動できる状況にもなかった

●実施内容

- 能登への不要不急の移動は控えてほしい旨のメッセージを知事から発出

< 災害対策本部員会議における知事発言（R6.1.5） >

（第10回）

能登へ向かう道路は渋滞で大変困っている。不要不急の能登への移動は、控えてほしい。救援部隊も大変困っているので、協力をお願いしたい。

（第11回）

明日から3連休に入る。被災地に入る道路が渋滞しており、迅速な物資の配送をはじめ、支援に支障をきたすことのないよう、個人的なボランティアや不要不急の用事で能登に入ることは厳に控えていただきたい。

●効果

- ・ 災害発生直後の世間の関心が高い時期で、SNSでも内容が広く拡散されるなど、強く周知された

●課題

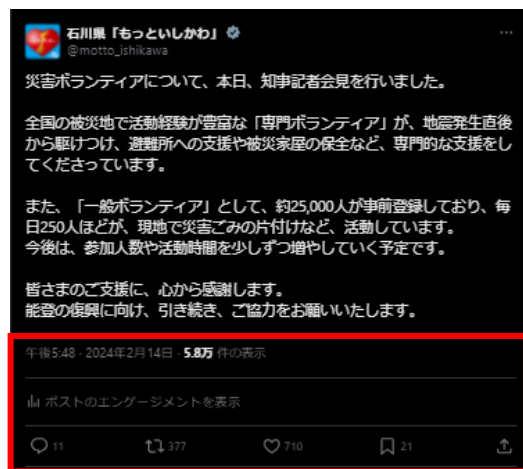
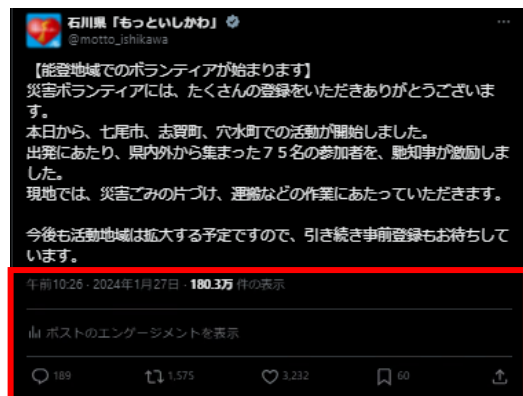
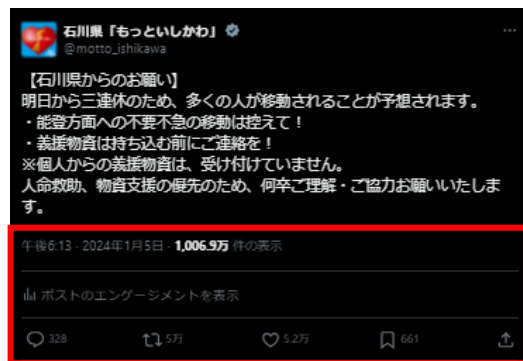
- ・ インフラの復旧が進んできた段階でも、依然として能登へ行ってはいけないという雰囲気が残存し、ボランティアの活動開始の遅れ、ひいては復興の遅れにつながったという指摘もある

【被災地入りを控える呼びかけによる影響】

能登半島地震では、半島という地形的制約や道路被害の影響で、発災当初は被災地へのアクセス手段が限られていたため、道路渋滞による救助・救出や物資輸送への影響を懸念し、一般ボランティアに対して、被災地入りを控えるよう知事より呼びかけを実施した。発災直後は、被災地での混乱を防ぐ意味でも必要な呼び掛けであったとの意見もあったが（被災市町ヒアリングの結果より）、災害対応の経験や技術に長け、自己完結で活動できる災害支援 NPO 等の被災地入りを阻む要因になったといった指摘もあった（関係機関アンケートの結果より）。ボランティアの支援を、より適切な時期に迅速・円滑に進められるよう、被害状況と対応のあり方について整理する必要がある。

令和 6 年能登半島地震対策検証報告書（P.106）

- ・ ボランティアの受入れ開始や道路通行状況などの動きがある都度、発信はしてきたものの、災害発生から時間が経ち、世間の関心が低下していく中で、なかなか情報を拡散させられなかった



一般ボランティアの活動開始などに合わせ、都度発信を行ってきたが、災害発生から時間が経つにつれ、インプレッションやエンゲージメントが低下

参考：ボランティアに関する主な動き

- 七尾・穴水・志賀で一般ボランティア活動開始（1/27）
※ これ以降、他市町でも順次開始
- 知事記者会見において、ボランティア活動の現状・今後の見通しを説明（2/14）
⇒ 専門ボランティアの活動状況や、一般ボランティアが受け入れできるまでの流れ（ニーズ把握～マッチングの段階が必要であること）について説明
⇒ その後も、支援者向け宿泊施設の確保など、折に触れて知事からボランティアへの参加を呼びかけ

県公式X日別インプレッション（R6.1.1～R6.3.31）



●改善に向けて

- 災害発生から時間が経ち、世間の関心が低下していくと、情報が自然に拡散することは期待できなくなるので、より強く呼び掛けていくことが必要
⇒ 既存の広報手段（SNS、各媒体）で積極的に発信することはもちろん、特に県外に向けては、Web広告など、追加の手段も活用して、支援をしたいと考えている人に情報を届ける
- 事業の中で周知に向けた工夫の余地がないか検討する
⇒ ボランティア活動の開始当初は、被災者のプライバシーに配慮して、現地での活動の様子をSNSに投稿することを控えるよう参加者へ呼びかけてきたが、R6秋から方針を転換

4. プライバシーを守る

活動先で知り得た被災者の個人的な情報は他言せず、プライバシーを守ってください。
また、被災地の状況等を写真などで記録する際、被災者の顔を撮影するときは本人の了承を得てください。倒壊した家屋なども個人の所有物ですので、プライバシーに気を付けて下さい。

5. SNSでの発信について

被災地の現状を広く知ってもらい、多くの方々に能登を応援していただくためには、SNS等での発信も有効です。SNS等で発信する際は、上記4でお願いしたとおり、被災者の方にお断りしたうえで、プライバシーへの配慮をお願いします。

【輪島市・輪島市街】災害ボランティア活動の注意事項（抜粋）

●状況・背景

- ・被災地の情報入手手段が制限される状況が発生（新聞配送の中止・TV地上波中継局の停止・ケーブルテレビの断線・携帯電話基地局の停止）
- ・スターリンク等、通信手段は比較的早期に復旧したものの、特に高齢者の情報を得る手段が乏しく、紙媒体での情報発信に関する希望が寄せられた
- ・上記の状況下で、県で「支援制度一覧・相談窓口一覧」を作成（1/18）し、県からの派遣職員を通じて、現地で印刷した上で避難所へ掲出するよう依頼するも、対応に限界

●実施内容

① 支援制度一覧・相談窓口一覧・インフラ復旧見通しのチラシを県で作成・印刷

- ⇒ 一番早く納品できる印刷業者を探して随意契約で発注
（1月30日入稿、2月2日納品で2万枚印刷し、税込み34万円）

② 物資配送ルートなどを通じて配布

- ・1次避難所：戦略広報課職員で箱詰めし、物資配送拠点（産業展示館）へ持ち込み
- ・1.5次避難所：現地の担当職員へ渡し、掲出を依頼
- ・2次避難所：避難先リストを担当課（観光企画課）にもらって戦略広報課から郵送
⇒ 以降、2次避難所への資料の配送を観光戦略推進部で実施（R6～復興部へ移管）



チラシ（A3両面）

●効果

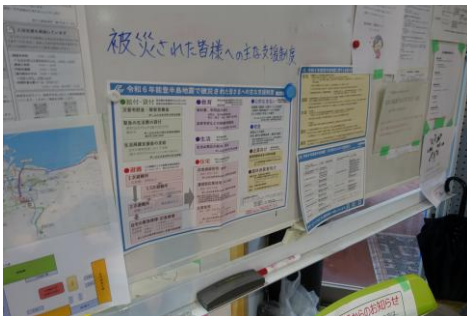
- 現地へ現物を直接送付したことから、避難所の掲示板に貼られるなど、一定の効果があったと思われる

●課題

- 費用・手間がかかり、1回限りの実施となった（物資の配送現場も混乱しており、物資配送担当に依頼するだけでなく、各市町の受入れ担当者との到着日・場所の調整も直接やらなければならなかった）
- 印刷・配布までに時間がかかるため、被災地に届くまでに内容が陳腐化するおそれがある
- とにかく県で配るという以外の発想がなかった（他の手段に思い至らなかった）

●改善に向けて

- 印刷・配布を県でやることには限界があるので、他の手段も検討することが必要
 - ⇒ 新聞配送は止まっていたものの、地元紙が物資として配送されていた避難所もあったということで、新聞へ掲載することでも目的を達成できた可能性がある
 - ⇒ 市町が発行する災害広報に内容を掲載してもらうことも一考
（今回は、当初、市町で災害広報を発行していることを把握しておらず、連携もできなかった）



避難所掲示板への掲出



避難所で配布される新聞

●状況・背景

- 能登半島地震発生以降、SNSや新聞、テレビ、ラジオなどあらゆる媒体で地震関連の情報を発信してきたが、依然として紙媒体によるわかりやすい情報発信を希望する声が根強い

●実施内容

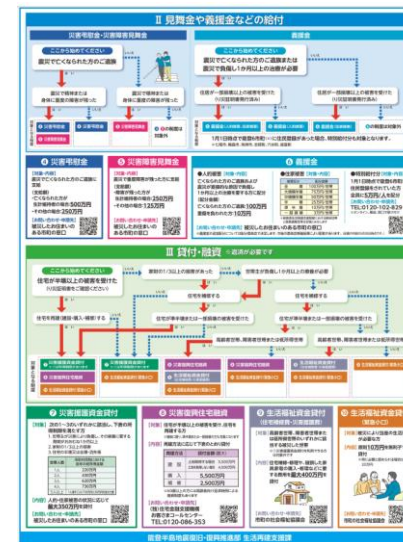
- 住宅の被害状況や家族構成などによって、被災者が受けられる給付金や貸付などの支援内容を確認できるフローチャートを新たに作成し、下記の方法で周知

① 県内世帯普及率が最も高い「北國新聞」にカラー広告を掲載（R6.5.30朝刊）

② 市町広報課にフローチャートのデータを提供し、避難所での配布・掲出、広報誌等を活用した周知を依頼

→ その結果、金沢市がLINEなどで情報を発信（R6.5.30）

③ フリー広告と同サイズで印刷したチラシ計4,200部を避難者等に配布（R6.5.31）
（内訳） 2次避難者1,200部、みなし仮設入居者3,000部



●効果

- 紙配布もしたことで、ネット利用が難しい高齢者を含む幅広い層に確実に情報を届けることができたほか、手元保管できるので、必要なときに繰り返し確認でき、支援制度の理解促進と手続きの円滑化に寄与した

●課題

- 紙の印刷・配布は、支援制度情報を幅広く届ける効果がある一方で、内容は刻々と追加・変更されるため、情報更新の遅れのほか、印刷・配布に要するコスト、紙ならではの情報量制限などの課題が想定される

●改善に向けて

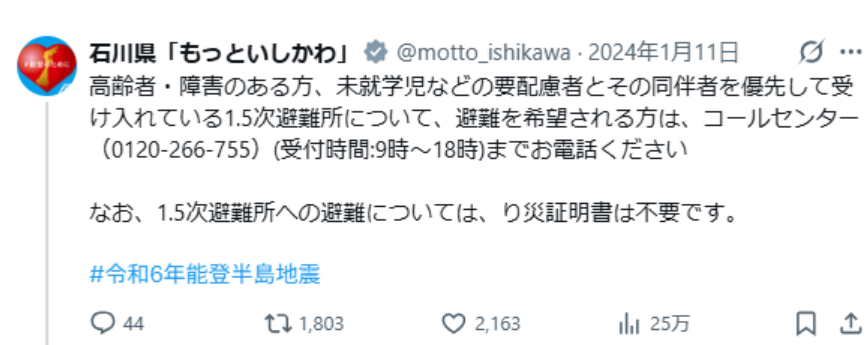
- 今後の災害に備えて、紙とデジタルを併用した柔軟な情報提供体制の整備、テンプレート化による迅速な情報発信、複数の配布ルートの確保などが重要

●状況・背景

- SNS上で震災に関する誤情報が発生
例：り災証明書がないと2次避難できない、2次避難すると費用を請求される

●実施内容

- ① 誤った内容に対して、公式の正しい情報を発信
→ 正しい情報を広めてくれるユーザーもいるため、公式の1次情報を出しておくことが重要



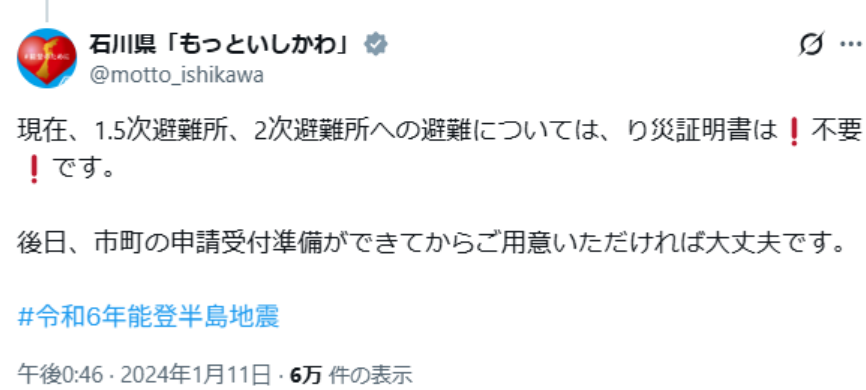
石川県「もっといしかわ」 @motto_ishikawa · 2024年1月11日

高齢者・障害のある方、未就学児などの要配慮者とその同伴者を優先して受け入れている1.5次避難所について、避難を希望される方は、コールセンター（0120-266-755）（受付時間:9時～18時）までお電話ください

なお、1.5次避難所への避難については、り災証明書は不要です。

#令和6年能登半島地震

44 1,803 2,163 25万



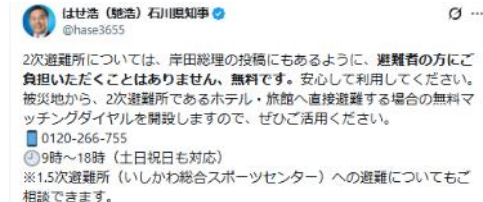
石川県「もっといしかわ」 @motto_ishikawa

現在、1.5次避難所、2次避難所への避難については、り災証明書は **！不要** ！です。

後日、市町の申請受付準備ができてからご用意いただければ大丈夫です。

#令和6年能登半島地震

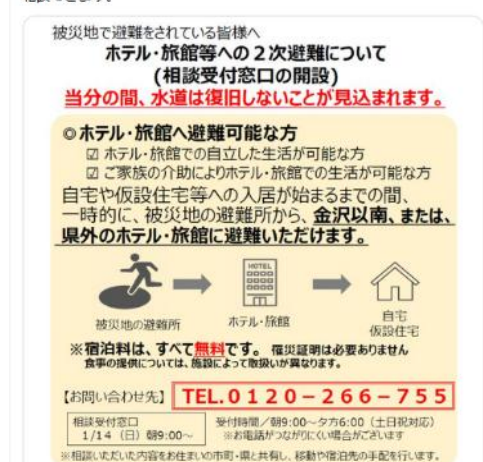
午後0:46 · 2024年1月11日 · 6万 件の表示



はせ浩（雄造） 石川県知事 @hase3655

2次避難所については、岸田総理の投稿にもあるように、避難者の方にご負担いただくことはありません。安心して利用してください。被災地から、2次避難所であるホテル・旅館へ直接避難する場合の無料マッチングダイヤルを開設しますので、ぜひご活用ください。

0120-266-755
9時～18時（土日祝日も対応）
※1.5次避難所（いしかわ総合スポーツセンター）への避難についてもご相談できます。



被災地で避難をされている皆様へ

ホテル・旅館等への2次避難について（相談受付窓口の開設）

当分の間、水道は復旧しないことが見込まれます。

◎ホテル・旅館へ避難可能な方

- ホテル・旅館での自立した生活が可能な方
- ご家族の介助によりホテル・旅館での生活が可能な方

自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、**金沢以南、または、県外のホテル・旅館に避難いただけます。**

被災地の避難所 → ホテル・旅館 → 自宅 仮設住宅

※宿泊料は、すべて無料です。復災証明は必要ありません
食事の提供については、施設によって違いがあります。

【お問い合わせ先】 **TEL.0120-266-755**

相談受付窓口 1/14（日）朝9:00～ 受付時間/朝9:00～夕方6:00（土日祝対応）
※お電話がつながりにくい場合があります
※相談したい内容をお住まいの市町・県と共有し、移動や宿泊先の手配を行います。

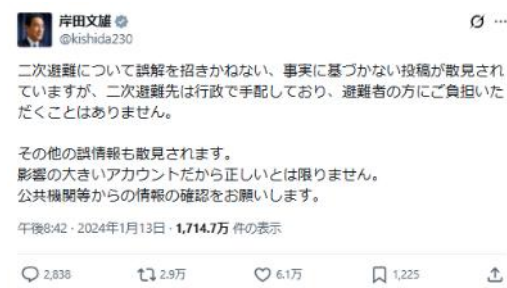


岸田文雄 @kishida230 · 2024年1月13日

2次避難について誤解を招きかねない、事実に基づかない投稿が散見されていますが、二次避難先は行政で手配しており、避難者の方にご負担いただくことはありません。

その他の誤情報も散見されます。...

午後9:43 · 2024年1月13日 · 396.5万 件の表示



岸田文雄 @kishida230

二次避難について誤解を招きかねない、事実に基づかない投稿が散見されていますが、二次避難先は行政で手配しており、避難者の方にご負担いただくことはありません。

その他の誤情報も散見されます。影響の大きいアカウントだから正しいとは限りません。公共機関等からの情報の確認をお願いします。

午後8:42 · 2024年1月13日 · 1,714.7万 件の表示



返信をポスト

岸田文雄 @kishida230 · 2024年1月13日

悪質な虚偽情報は決して許されません。政府として今後も情報発信に努めますが、国民の皆さんには虚偽情報に惑わされないようお願いいたします。

石川県ウェブサイト pre1ishikawa.lg.jp
官報ウェブサイト



令和6年能登半島地震

政府の取組状況等は [こちら](#) >

首相官邸
令和6年能登半島地震・豪雨 政府の取組状況等 | 首相官邸ホームページ

kantei.go.jpから
1,466 1万 2万 301万

公的機関による投稿

② 誤情報に関する注意喚起

→ 総務省と共同でチラシを作成・HP等へ掲載

③ 分析ツールを用いた誤情報発生 の 早期検知（R8～）

→ 災害に限らず、平時からのリスク管理に活用

⇒ フェーズフリーの防災対応



誤情報に関する注意喚起チラシ

●効果

- ・ 知事・首相など影響力のある方の発信もあり、誤情報の訂正に一定の効果があったと思われる

●課題

- ・ 世間的な関心が低下していくことで、状況が変化が周知されず、結果として誤った認識（「能登へ行ってはいけない」など）になってしまう場合がある

●改善に向けて

- ・ 誤情報の発生を早期に検知し、公式な正しい情報を発信するとともに、影響力のある主体や多様な手段（広告など）を活用して、正しい情報の拡散を図ることが必要

●状況・背景

- （R5.5地震時）災害情報を一元的に掲載したページはあったが、大量に掲載されている情報が、誰に向けたものであるのかが分かりづらかった
→ SNS、広報媒体を入口として、詳細は県公式サイトへ誘導するので、分かりやすい構造が必要

●実施内容

- 掲載内容を対象者別に分類し、入口となるページを用意
（東日本大震災時の首相官邸特設ページのフォーマットを踏襲）

●効果

- 予め決まったフォーマットがあったことで、素早く展開できた

●課題

- 情報が多くなり、更新内容が分かりづらくなった
→ 内容の横に掲載日を入れることにして対応

●改善に向けて

- 引き続き、発災後、素早く展開できるよう準備しておく

被災された方へ - 相談窓口・支援制度のご紹介 - 被災市町ホームページ・SNS - 災害に関する法律 - 避難所・避難生活 - 住宅に被害を受けた方へ - くらし・教育 - 気象・道路交通・ライフライン（水道ほか）など - 被災証明書のこと - 義援金・給付金など	事業者の方へ - 中小企業・小規模事業者へのお知らせ - 農林漁業者へのお知らせ - 医療機関へのお知らせ - 社会福祉施設等へのお知らせ - 雇用に関するお知らせ
被災地を支援したい方へ - 災害ボランティア - 支援者向け情報 - 災害義援金・物資 - ふるさと納税 - 被災地への応援（消費・観光など）	復旧・復興本部、災害対策本部 - 復旧・復興本部 - 石川県創造的復興プラン - 災害対策本部会議 - 短事記者会見・記者発表資料 - 被害報告 - お亡くなりになった方の氏名等

特設ページの構成

●状況・背景

- ・ 大規模災害の発生により、県外からもマスコミが多数来県
 - 被害状況の公式発表や行政の対応に関する情報ニーズが劇的に増加
- ・ 情報を広く届けるうえで、県が単独で発信するだけでは限界があることから、マスコミに対しても積極的に情報提供し、報道に繋げていくことが重要

●実施内容

- ・ 災害対策本部員会議、記者会見の内容を全て公開（R6地震発生以前から実施）
- ・ 記者会見を積極的に開催し、質疑時間を設けたほか、会議後・現地訪問時のぶら下がり取材対応など、トップへの取材機会を十分に設定
- ・ 県政記者クラブへの情報提供ルートを、希望があった県外マスコミに対しても開放
 - 地震発生以前から、報道への資料提供を電子化（メール）していたことが柔軟な対応を可能とした
 - 本部員会議の資料も含め、問合せ先を明記し、取材対応の円滑化を図った
- ・ 取材対応に関して、適宜、広報が所管課と記者クラブとの調整を支援
 - 知事現地訪問等における現地状況（場所が狭いなど）に応じた代表取材等の実施
 - 報道に影響がある定時発表（被害報告等）の時期の見直しの調整

マスコミへの情報発信の状況

- 災害対策本部員会議
マスコミフルオープン、毎回終了後に知事ぶら下がり会見を実施
1月32回
2月8回（原則週2回）
3月4回（原則週1回）
- 知事記者会見
復旧状況や支援活動状況など、毎回テーマを決めて実施
1月11回（1/10～）
2月9回
3月3回（県議会開会中はぶら下がり会見を随時実施（5回）

- 被害状況の報告
人的被害、家屋被害、避難所・避難者数など
1月75回
2月27回
3月13回
- 記者発表（震災関係）
記者クラブ等へのニュースリリース送付、県HP掲載
1月310件
2月137件
3月89件

取材活動の調整

被災地外の一時的な避難施設（1. 5次避難所）の撮影について

石川県産業展示館2号館に、新たな被災地外の一時的な避難施設（1. 5次避難所）を開設することとしました。
明日13日（土）、下記のとおり、取材の機会を設けます。
ただし、避難者の方々に対する配慮の観点から、**代表2社のみの代表撮影**とさせていただきます。

- 記
1. 日時
令和6年1月13日（土） 13時00分～
 2. 場所
石川県産業展示館2号館
（金沢市袋島町南193番地）
 3. 撮影にあたっての留意事項
・**今回の取材は、県政記者クラブの代表2社（スチール・ムービー各1社）のみの代表撮影とさせていただきます。**
代表の2社については幹事社（北陸中日新聞・テレビ金沢）が調整した社に撮影をお願いします。
・撮影した画像等については、代表2社から提供とさせていただきます。
・避難者の受け入れが始まっている場合、個人のプライバシー等を最大限に配慮するため、個人の特定できないような形で撮影・報道をお願いします。
・県政記者クラブ非加盟社で画像等が必要な場合は、県で撮影したものを提供させていただきますので、戦略広報課までお問い合わせください。
 4. 今後の取材について
・1. 5次避難所（いしかわ総合スポーツセンター、産業展示館2号館）内での個別対応（取材・撮影）は、不可です。
・施設外で取材・撮影を行う場合は、個人のプライバシーに配慮し、取材する場合でも必ず個人に断ったうえで報道するをお願いします。

資料への連絡先の明示

令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）													
【第91報 令和6年2月16日14時00分現在】													
1 被害の状況（人的・建物被害）													
市町村名	人的被害（人）				住家被害（棟）				県庁舎被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者	小計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他	
金沢市	5		3	8	4652		13840			4652	82	52	
七尾市			1	1		49	1824			1874			
小松市	102	3	303	618	2482	1987	4415			8884		2449	
輪島市	103	6	47	202	352	4634	3126	4913		12673			
加賀市					8	28	1404			1440	44	22	
羽咋市	1			7	8	2422				2422	61	9	
かほく市						1336				1336		168	
白山市			2	2		247				247			
能登町					1	9	969			979	9		
野々市町				1	1		34			34			
川北町							18			18			
津幡町			1	1	1542					1542			
内灘町			2	2	1495					1495			
志賀町	2		7	93	102	5864		6	5	5875		21	
宝達志水町						1025				1025		1	
中能登町			1	1	2	48	663	1867		2578		772	
穴水町	20		32	229	277	4035				4035			
能登町	8	6	10	25	43	279	738	3944		4961	3	1447	
計	241	15	312	873	1426	69899		6	5	69910	199	4942	

●効果

- 取材対応に関する大きな混乱（記者クラブからの抗議など）はなかったことから、情報提供の姿勢に関しては問題がなかったと考えられる
→ 今後も原則公開（フルオープン）で行っていくことが重要

●課題

- 県政記者クラブへの情報提供ルートを、希望があった県外マスコミに対しても開放したことで、連絡先の追加登録など、配信先リストの整理・管理業務が一時的に煩雑となる
→ 配信先リストは記者室の職員が行い、広報G職員で共有し使用しているため、適切な管理が重要

●改善に向けて

- 引き続き、発災後、素早く対応できるよう準備しておく

●状況・背景

- 大きな被害のなかった地域（金沢・加賀）でも、旅行のキャンセルなどにより、観光業・販売業等の売り上げ減少といった地震の影響が発生
 - 県外の方には、石川県の地理的特性が知られておらず「地震のあった石川県」とひとまとめに認識（東日本大震災の際、岩手県でも内陸部と沿岸部の被害に差があり、同様の事態が発生）
- R6.3月には、北陸新幹線の金沢以西への開業を控えており、開業効果を高めていかなければならない一方で、かじ取りを誤ると「被災地が大変な中で不謹慎だ」という批判につながりかねなかった

●実施内容

- 過去の被災地のプロモーション事例から「応援消費」という考え方をPRの軸として設定
 - メッセージを見た方に受け入れられやすい、被災地支援につながるストーリー
 - プロジェクトのロゴマークを作成し、県の事業で共通利用（商工・観光・農林等）
 - 使用する文言を入れ替えることで展開しやすい形のロゴマークとした
- 広告代理店も活用し、有名人、店舗などにも協力を呼び掛けて、大きなプロモーションにつなげた
- ロゴマークについては、広く利用を認める形として、データの配布も行い、拡散を図った
 - 権利関係を明確にし、意図しない改変などのリスクを防止するため、県で商標を取得

ロゴマーク画像



【PRへの協力】

- 石川県ゆかりの著名人による動画への出演
- 施設管理者によるサイネージでの放映



- 石川県ゆかりの首都圏店舗での掲示依頼



- 取材先として首都圏マスコミに案内

●効果

- 発災から1か月後という早期のスタートではあったが、大きな反発・批判はなく、応援消費の機運醸成に一定の効果があったと考えられる
- 県庁内でも共通のロゴマーク使用を呼び掛けたことで、マークが濫立してどれも浸透しないといった事態を避けることができた
- 実際にテレビ番組で取り上げられるなど、プロモーション活動に一定の成果があった
- ロゴマーク自体の拡張性が高いこと、広く利用を認めたことで、ロゴマークの意味合いが広がって、長く利用できるものとなった
 - （当初）被災地外も含む石川県全体への応援消費の拡大に向けたロゴマーク
 - （一定期間経過後）能登を応援する取り組み全般に向けたロゴマーク

●課題

- 応援消費のプロモーションを早期に開始したことで一定の成果はあったが、「不謹慎ではないか」「被災地の状況と合っているか」といった社会的な評価のリスクも伴うため、災害フェーズや被災地の受け止め方を把握し、実施のタイミングを見極めることが難しい

●改善に向けて

- 成果指標として、ロゴマークのダウンロード件数だけでなく、応援消費に関するメディア露出数、地域の売上回復度合などのデータを定期的に計測できれば、より効果的なプロモーションの実施につながる

●状況・背景

- ・ 大規模災害によって課題が大量に発生した中で、様々な主体から支援の申し出があった

●実施内容

- ・ 副知事をはじめ外部からの登用人材との人的なつながり、業務を通じたつながり、応援自治体の紹介、災害時の支援活動を継続的に行っている団体など、信頼のおけるものを積極的に受け入れ

●効果

- ・ 県だけでは手の届かない部分、県にない視点での支援を受けることができ、災害対応に生かされた

●課題

- ・ 永続的なものではなく、長期にわたって継続していくには費用がかかるものもあるため、出口戦略も考えながら実施することが必要

【支援の事例（広報関係）】

- ・ 広報企画、広報物デザイン等における助言、支援（広告事業者）
- ・ LINEによる被災者情報把握・被災者向け情報発信（IT事業者）
- ・ 県HPへのやさしい日本語機能の提供（IT事業者）
- ・ みなし仮設住宅 物件検索サポートサイトの設置（一般社団法人）
- ・ 支援情報ナビゲーションサイトの設置（IT事業者）

●状況・背景

- ・ 被災市町で、広報活動が難しくなる事態が発生
→ 人手不足、サーバーの物理的破損など

●実施内容

- ・ 市町に関する情報の発信（一部）
→ 自衛隊入浴支援情報について、市町HPでの掲載体制が整うまでは県HPに掲載し、SNSで周知
- ・ 県広報物データの提供（一部）
→ 共通で使えるような内容（罹災証明書の説明など）、県で撮影した写真等について、希望に応じて提供
- ・ 県SNSでの市町投稿の紹介
→ 特に穴水町（公式HPダウンによりXを使って発信）について、県公式Xでも紹介
- ・ 他自治体による支援（神戸市）
→ 現地に入った情報連絡員（リエゾン）の気づきがきっかけで、現地への職員派遣と遠隔での広報物作成支援を実施

●効果・課題

- ・ 平時の連携の枠組み（広報研究会）を通じて、市町へ相談を呼び掛けたが、ほとんど反応がなく、散発的なものにとどまった
→ 他自治体の広報業務を支援するという事例・発想が（受援側にも）なく、イメージできなかった

●改善に向けて

- ・ 県から市町の状況を確認して、人員の派遣（県からの派遣・広域派遣）も含めて支援策を検討・打診